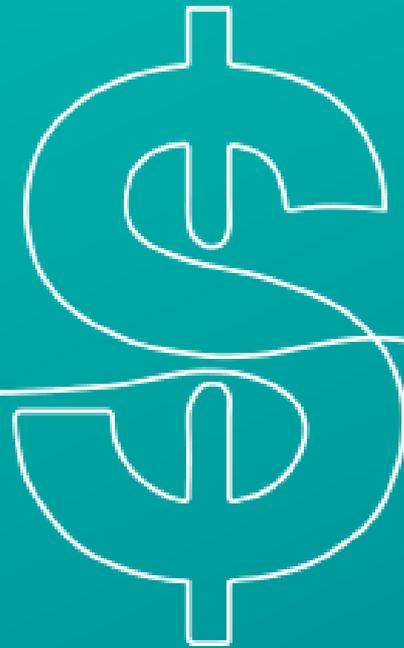




マレーシア2024年度国家予算案 ハイライト

Tax Espresso (Special Edition)

2023年11月



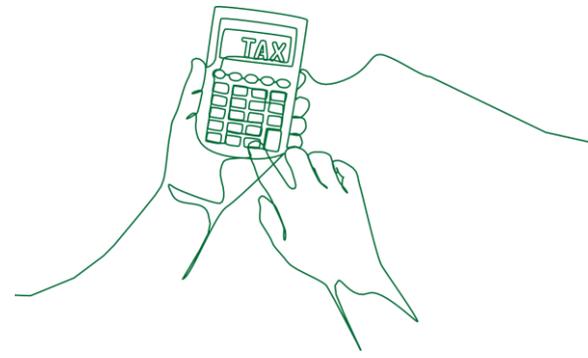
キャピタルゲイン課税	3
電子インボイス	7
法人税	8
優遇税制	11
間接税	16
個人所得税	19
印紙税	21
不動産譲渡益税	23
ラブアン	25
石油所得税	26
その他	27
略称	30
お問い合わせ	31

インターナショナル・タックス・レビュー

アジア・パシフィック・タックス・アワード
2023

Recognised as Malaysia Tax Firm of the Year for
the fifth consecutive year, and Transfer Pricing
Firm of the Year

キャピタルゲイン課税



キャピタル資産譲渡益へのキャピタルゲイン課税

現行法規では、不動産および不動産会社(RPC)株式の譲渡益を除き、マレーシアにはキャピタルゲイン課税がない。

2024年度国家予算案において、**2024年3月1日**以降、非上場株式の譲渡益に対しキャピタルゲイン課税を導入することが発表された。

改正案

2023年財政(No. 2)法案(Finance (No. 2) Bill 2023)によれば、キャピタル資産譲渡益に対するマレーシアのキャピタルゲイン課税導入は、**2024年1月1日**発効となっている。発効日が2024年3月1日(2024年度予算案での発表)から2024年1月1日に前倒しとなった模様である。

所得税法パートIIIに新セクション65C、65D、65E、65Fを含む新チャプター9が追加され、関連条項はキャピタルゲイン課税導入に伴って改正される。

発効: 2024年1月1日

課税範囲

会社、有限責任パートナーシップ、信託、協同組合によるキャピタル資産譲渡益が所得税法のもとで課税となる。

関連語句の定義

語句	定義
キャピタル資産	動産または不動産で、それにかかる権利または権益を含む
代価	金銭または金銭価値による代価
譲渡	契約または法による売却、譲渡、移転、割当、分与、分割で、会社の自社株買入による減資を含む
株式	a) 会社の株式 b) マレーシア設立の会社またはその他法人が発行するローン株式および社債 c) 資本金の有無に関わらず、株式による有限責任ではない会社の権利持分 d) (a)から(c)に規定する株式のオプション、またはその株式に含まれたり関連する権利

所得源泉

賦課年度の基準期間におけるキャピタル資産譲渡益は以下の取扱いとする。

- 譲渡ごと個別に確定させる
- 当該賦課年度のキャピタル資産譲渡益は異なる利益源泉として取扱う

免除

マレーシア国内にあるキャピタル資産の譲渡益は県税とする。ただし、以下は免除対象外とする。

- マレーシア設立会社の非上場株式の譲渡
- セクション15Cの株式（マレーシア国外に設立され、マレーシア国内の不動産または別のcontrolled companyの株式を保有するcontrolled companyの株式）の譲渡

適用税率

2023年財政(No. 2)法案では所得税法スケジュール1に新たなパートXXIを追加し、キャピタル資産譲渡の適用税率を以下と定めている。法案の説明文によれば、マレーシア国内で受領した国外のキャピタル資産譲渡所得に対する税率は、既存の税率適用としている。

キャピタル資産の種類	税率
マレーシアにあるキャピタル資産* 2024年1月1日より前に取得	課税所得の10%、または譲渡額の2%
マレーシアにあるキャピタル資産* 2024年1月1日以降に取得	課税所得の10%
上記以外のキャピタル資産	会社、有限責任パートナーシップ、信託、協同組合に適用する既存税率

*注記:

マレーシアにあるキャピタル資産は、マレーシア設立会社の非上場株式、およびマレーシア国外に設立され、マレーシア国内の不動産または別のcontrolled companyの株式を保有するcontrolled companyの株式の譲渡益のみが課税となる。

キャピタルゲイン課税

新セクション65Eに定める調整後所得計算

キャピタル資産譲渡益からなる所得源泉の調整後所得は、以下により確定する。

- キャピタル資産譲渡代価から以下を減算する。
 - i. キャピタル資産取得後において、完全かつ独占的にキャピタル資産の価値を高めるまたは維持する目的で支出した費用で、キャピタル資産譲渡時に資産の状態または性質に反映されているもの
 - ii. キャピタル資産取得後において、完全かつ独占的にキャピタル資産の価値を高めるまたは維持する目的で支出した費用で、キャピタル資産の所有権や権利を確立、維持、保持するためのもの
 - iii. 譲渡を行うのに付随する費用
 - その後、キャピタル資産の取得代価（および付随費用）を減算し、さらに以下を減算する。
 - i. 資産の損害、損傷、破壊、消失、減価償却に対して受領した代償
 - ii. 資産の損害、損傷、消失、破壊、減価償却に対する保険契約に基づき受領した金額
 - iii. キャピタル資産譲渡に関連した預託金で没収された金額
- 付随的費用とは、譲渡者が完全かつ独占的に取得または譲渡の目的で支出した以下の費用である。
- 鑑定士、会計士、エージェント、法務アドバイザーの専門サービスに支払ったフィー、コミッション、報酬
 - 譲渡費用（印紙税を含む）
 - 取得の場合、売り手を探す広告費用
 - 譲渡の場合、買い手を探す広告費用、および所得税法目的で市場価値の鑑定または確定のために合理的に支出した費用

上述で計算した調整後所得を課税所得とする。

市場価値での譲渡とみなす特定の取引

以下の場合、キャピタル資産譲渡時において、キャピタル資産の取得または譲渡の代価は市場価値と同等であるとみなす。

- i. 納税者が独立企業間価格の売買以外の方法でキャピタル資産を取得または譲渡した場合、特に納税者が贈与で取得または譲渡をした場合
- ii. 納税者がキャピタル資産の全部または一部を、評価できない代価で取得または譲渡した場合
- iii. 納税者が債権者の信託人として、債務者の債務弁済の全部または一部として取得した場合、または納税者が債権者の信託人として、債権者に対する債務弁済の全部または一部として債権者に譲渡した場合
- iv. 納税者が事業譲渡取引の対価総額としてキャピタル資産を取得または譲渡した場合
- v. キャピタル資産譲渡が関連者間の場合
- vi. キャピタル資産が別の資産（課税対象か否かを問わない）との交換で譲渡された場合

市場価値

キャピタル資産の市場価値は、以下の状況下ではIRB長官により決定される。

- i. キャピタル資産譲渡の当事者同士が市場価値に合意できない場合
- ii. キャピタル資産譲渡の当事者が単独の場合
- iii. 譲渡の当事者同士が合意した市場価格について、正しくないとの見解をIRB長官が有する場合

キャピタル資産が市場価値のない別の資産との交換で譲渡された場合、譲渡されたキャピタル資産の市場価値を代価としてIRB長官は取扱う。

調整後損失

- 調整後損失は次年度以降のキャピタル資産譲渡による調整後所得と繰越控除できる。
- 未使用の調整後損失は10賦課年度にわたり繰越できる。

キャピタルゲイン課税

新セクション65Fにおけるキャピタル資産の譲渡日および取得日

- キャピタル資産の譲渡は、書面による契約がある場合はその契約日に発生したとみなす。書面による契約がない場合、譲渡の完了日に発生したとみなす。
- 完了日とは、取得代価全額支払い日と、キャピタル資産の所有権譲渡に必要なすべての事項が完了した日の、どちらか早い日とする。
- キャピタル資産譲渡契約が条件付きで、取得または譲渡に連邦政府または州政府の承認が必要な場合、その承認を得た日、または承認が条件付きの場合はその条件をすべて満たした日が譲渡日である。
- キャピタル資産取得者による取得日は、キャピタル資産譲渡者による譲渡日と同じとみなす。

シャリア適格金融を利用したキャピタル資産取得

- イスラム銀行が提供するシャリア適格金融を利用してキャピタル資産を取得した場合、キャピタル資産取得価格は以下のとおりである。
 - 取得者から譲渡者（イスラム銀行以外）に提供された代価の金額または価値、または
 - キャピタル資産が当該銀行に所有される場合、キャピタル資産取得のために銀行に与える代価（付随的費用を含む）から、セクション65E(2)(b)(i), (ii), (iii)に規定する総額を減算したものの

商品在庫に変更したキャピタル資産

- 取得または保有するキャピタル資産を商品在庫に変更した場合、キャピタル資産を在庫に変更した日に譲渡したとみなす。
- キャピタル資産の代価は、当該資産を在庫に変更した日の市場価値と同等とする。

部分的譲渡

キャピタル資産保有者がある時点でキャピタル資産の一部を譲渡した場合、キャピタル資産の取得代価の価格または価値は、そのキャピタル資産の一部と残りの部分で、最も適切な根拠により案分する。

セクション77A(1B)による税務申告

キャピタル資産譲渡益について、税額見積り申告と分割予納は不要である。

キャピタル資産譲渡は所定用紙を用いて譲渡日から60日以内にIRB長官に申告する（納税も行う）。所得税法セクション77Bに基づき、キャピタル資産譲渡の修正申告も行うことができる。

申告は電子申告で行わなければならない。

申告で資産の市場価値が使用される場合、市場価値は鑑定士による鑑定を基にする点に注意されたい。

その他注意点

- 現在、所得税法セクション61(1)(b)により、投資信託による投資実現益はマレーシアで非課税である。

投資信託の場合、投資実現益はそれが不動産譲渡益税法に定義する不動産関連の利益でないことを前提に、キャピタル資産譲渡からの利益として信託法人の所得として取扱われることが提案された。
- キャピタル資産譲渡について申告しなかった者は、所得税法セクション96A(1)(a)(i)および(ii)に規定するように、その者による金銭支払いについてIRB長官と書面による同意書を交わす。
- キャピタル資産譲渡の申告を行った場合、IRB長官は申告者に対し不課税通知書を発行することができる。
- キャピタル資産譲渡の申告書を提出しなかった者は、賦課年度の基準期間についての申告書と書面による異議申立てを規定期間内に提出することで、所得税法セクション90(3)に基づきIRB長官が発行した賦課決定通知に対し異議申立てを行うことができる。
- 申告未提出、または所得税法セクション112による課税通知未提出に対する罰則とペナルティは、キャピタル資産譲渡の申告未提出も対象とするよう適用対象が拡大された。
- 所得税法セクション131Aの軽減申請の権利は、キャピタル資産譲渡に関する賦課も対象とするよう適用対象が拡大された。

キャピタルゲイン課税

マレーシア国内の不動産を価値の源泉とするキャピタル資産譲渡による利益の源泉

新セクション15Cが作成され、マレーシア国外設立のcontrolled companyの株式譲渡による利益は、そのcontrolled companyがマレーシア不動産を保有、または別のcontrolled company株式を保有する場合、マレーシア源泉とみなすと規定された。

みなし源泉ルールの適用時点

セクション15C(2)によれば、上述セクション15C(1)のみなし源泉ルールは、当該会社株式取得日に以下の状況である場合に適用する。

- 当該会社保有のマレーシア不動産（それに付随する権利または権益を含む）の定義された価値が、有形資産総額の75%以上である
- 当該会社保有の別のcontrolled company株式の定義された価値が、有形資産総額の75%以上である。ただし、その別のcontrolled company保有のマレーシア不動産（それに付随する権利または権益を含む）が有形資産総額の75%以上である場合とする
- 当該会社保有の(a)および(b)で規定するマレーシア不動産と別のcontrolled company株式の定義された価値の合計が、有形資産総額の75%以上である

上述の定義された価値が当該会社株式譲渡時までに有形資産総額の75%未満となっても、ルールは適用される。

対象会社株式の取得日

所得税法セクション15C(3)により、株式は以下の時点で取得したとみなす。

- 所得税法セクション15C(2)に列挙する条件を満たした時、または
- 対象会社株式を取得した日

取得価格の決定

対象会社株式の取得価格は以下のとおりである。

- 所得税法セクション15C(3)(a)に該当する場合、以下のとおり。

$$A / B \times C$$

“A” は対象会社の株数

“B” は対象会社株式取得日における発行済み株式総数

“C” は対象会社株式取得日における保有不動産または保有株式の定義された価値

- 所得税法セクション15C(3)(b)に該当する場合、セクション65E(2)(b)または65E(8)に従って決定される。

“定義された価値”とは、不動産の市場価値、または別のcontrolled company株式の取得価値のことである。

“有形資産総額”とは、不動産（それに付随する権利または権益を含む）、または別のcontrolled company株式、またはその両方の定義された価値、およびその他の有形資産の価値である。

コメント

国外源泉所得免税制度(FSIE)の改正が進行中であるマレーシアを含む諸国は、更新されたFSIEガイドライン遵守のため、国外源泉の譲渡益の税務取扱いの更なる改正を2023年末までに達成するようにEUから求められている。

国外キャピタル資産譲渡に関して、経済実体要件を満たすことで免税となる提案（2024年度国家予算案のタッチポイントで言及）は、補足立法で法制化される見込みである。提案された免税は、投資家にとってマレーシアが引き続き魅力的であるための一助となろう。

マレーシアはアジアの中で包括的なキャピタルゲイン課税制度を導入していない国のひとつである。既存の不動産譲渡益課税よりもより課税範囲が広いキャピタルゲイン課税を提案するものの、現時点ではマレーシア設立会社の未上場株式、主にマレーシア不動産を保有する国外のcontrolled company、その他国外キャピタル資産に対象を限定することで、政府は財政赤字削減の必要性と、外国からのマレーシアへの投資促進の両者のバランスをとったように見える。

2024年度国家予算案において、Bursa Malaysiaへの新規上場目的およびグループ再編のための株式譲渡は免税との言及があったが、これらは補足立法で法制化される見込みである。

キャピタルゲイン課税が適用される場合、国外納税者は租税条約の免税条項適用有無を確認する必要がある。一方マレーシア居住者でキャピタルゲイン課税と外国での課税の両方を課税された者は、外国税額控除が適用され得る。



電子インボイス

電子インボイスの導入義務化

改正案

政府は、デジタル経済の成長を支援し、マレーシアの税務行政と管理の効率性を高めるために、段階的に電子インボイス (e-Invoice) を導入することを提案した。電子インボイスは、マレーシアで商業活動を行うすべての納税者に適用される。すべての個人および法人は、電子インボイスの要件に従う必要がある。

発効: 2024年1月1日

電子インボイスの導入スケジュール

対象となる納税者	実施日
年間売上高または収入が RM1 億を超える納税者*	2024年8月1日
年間売上高または収入が RM2,500 万超* RM1億以下* の納税者	2025年1月1日
その他のすべての納税者	2025年7月1日

* 会計年度2022年の監査済み財務諸表の包括利益計算書に記載されている売上高または収益。

「電子インボイス」の定義

「電子インボイス」の定義は、「商品販売またはサービス実施に関して発行されたもので、IRB長官によって承認された請求書または文書」を意味するものとして、石油所得税法およびラプアン事業活動税法に導入されることが提案されている。

情報開示

電子インボイスに関連する機密資料は、税関長官の職務の遂行に必要なまたは便宜的とされる範囲で、税関長官に対し作成または開示することができる。

「機密情報取扱人物」の定義

所得税法および石油所得税法に基づき、すべての機密情報取扱人物は、機密とみなされた機密資料を取り扱うものとする。電子インボイスの導入により、所得税法および石油所得税法における「機密情報取扱人物」の定義は、理由の如何を問わず、電子インボイス上のあらゆる情報にアクセスできるすべての個人を対象とするように拡大された。

電子インボイスを発行する義務

電子インボイスの発行は、その賦課年度に対して個人が販売した商品またはサービスに関する取引毎に必要とされる。当該電子インボイスは、IRB がホストする MyInvois ポータル、または納税者あるいは第三者プロバイダーが開発したアプリケーション・プログラミング・インターフェイス (API) を介して、IRB長官に電子的に送信され、検証される。

発行される電子インボイスには財務大臣が規定する詳細情報が含まれている必要があり、電子インボイスの要件と仕様は関連ガイドラインでIRB長官により決定されるものとされる。ユーザーは、欠陥のある電子インボイスの発行日から3日以内であれば、エラーや誤りを修正し、代替の電子インボイスを発行することができる。

IRB長官によって課される条件に従い、商品またはサービスの取得を伴う個人の特定取引 (例: 外国のサプライヤーからの取得) においては、本人が自己請求のインボイスを発行する必要がある。

さらにIRB長官は、指定期間内に統合取引インボイス (たとえば、買い手が電子請求書を必要としない取引) を送信する担当者を決定する必要がある。

上記の自己請求インボイスと統合取引インボイス*は電子インボイスである必要がある。

- 統合取引インボイスは石油所得税法には適用されない。

コメント

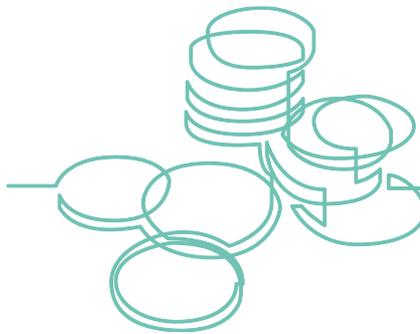
IRB長官は現在までに電子インボイスガイドラインと特定電子インボイスガイドラインを発行していますが、API 構成を規定するソフトウェア開発キットは2023年の最終四半期に発行される予定です。

電子インボイス発行に関する違反行為

電子インボイスの発行を怠った場合は違反となり、有罪判決を受けた場合にはRM200 以上 RM20,000 以下の罰金、または6か月以下の懲役、あるいはその両方が科せられる。



法人税



グローバルミニマム課税(GMT)

改正案

マレーシアでは、2025年にDomestic Top-Up TaxとMultinational Top-Up（つまり、所得合算ルール）を導入することが改正案として提出されている。現時点での法案には、いつUnder-taxed Profits Ruleが提出されるかについての記載はない。GMT規則の目的は、大規模多国籍企業グループが事業を展開するすべての国で15%の最低実効税率の対象となることを保証することにある。GMT法は、所得税法の第XI部として組み込まれる予定である。この規定は主に、2021年12月20日に発表されたOECD GloBE Model Rulesに基づいている。

どのような企業が影響を受けるか？

この制度は、テスト対象会計年度の直前の連続4会計年度のうち少なくとも2会計年度において、世界年間収益が少なくとも7億5,000万ユーロである多国籍企業グループのメンバーである構成事業体に適用される。多国籍企業グループが合併または分割を行う場合、多国籍企業グループが対象となるかどうかを判断するために追加のテストを実行する必要がある。

一般的に、事業体は、そのアカウントがUPEの連結財務諸表に統合されている場合、構成事業体とみなされる。ただし、特定の事業体（年金基金や政府機関などの除外事業体）は構成事業体とみなされず、したがってGMTルールの対象には該当しない。

最小限の除外（De minimisルール）

多国籍企業グループは、当該管轄区域の平均GloBE収益が1,000万ユーロ未満であり、当該管轄区域の平均GloBE収入または損失が損失である場合、または当該会計年度の収入金額が100万ユーロ未満である場合、当該管轄区域に対するMultinational Top-Up Taxを会計年度においてゼロとみなす選択を行うことができる。

GloBE セーフハーバー

多国籍企業グループがGloBE セーフハーバーの資格を有している場合、その管轄区域に対するMultinational Top-up Taxを会計年度を通じてゼロとみなす選択を行うことができる。GloBE セーフハーバーの条件は、OECDが発行したGloBE実施フレームワークで扱われている。

申告書の提出とTop-Up Taxの納付期限

対象となる多国籍企業グループは、情報申告書とTop-Up Tax申告書を提出する必要がある。どちらも報告会計年度末から15か月以内に提出する必要がある。修正のTop-Up Tax申告書は、期限から6か月以内に提出することができる。

同様に、Top-Up Taxは報告された会計年度の終了から15か月以内に支払わなければならない。これを怠ると、未納のTop-Up Tax額に対して10%のペナルティが課せられる。

マレーシア政府はGMT規則の施行を延期しているが、多国籍企業グループは、他国がGMT規則をより早期に（つまり2024年に）施行した場合、他国での申告義務やTop-Up Tax納税義務が生じる可能性があることを認識する必要がある。

文書の保管

提出された申告書に関連する書類一式は、報告された会計年度末から7年間保管しなければならない。

罰則

また、誤った申告書を提出したり、申告書を提出しなかったり、意図的に追徴税を脱税したりするなどの行為に対しても、さまざまな罰則が規定されている。

発効: 2025年1月1日

コメント

2025年までの延期は、納税者に準備のためのより多くの時間を与えるための歓迎すべき措置です。ただし、2024年にGMTを導入する国で事業を展開する多国籍企業グループの場合、マレーシア法人に関する申告義務やTop-Up Tax納税義務がそれらの国で引き続き発生する可能性があるため、上記の限りではありません。

中小零細企業に対する税制上の優遇措置の見直し

現在、マレーシアに居住・設立された企業で基準期間の開始時に払込資本金がRM250万を超えない企業(つまりMSME)は、以下の優遇税制を享受できる。

税金の取り扱い	
MSMEが最初に事業を開始する賦課年度	MSMEは、MSMEが事業を開始した賦課年度から始まる2賦課年度の期間、納税額の見積りを提出したり、分割予納をしたりする必要がない。
MSME(賦課年度の基準期間における事業源泉からの総収入がRM5,000万を超えない企業)は、賦課年度の基準期間において、個別価値がRM2,000を超えない資産(少額資産)に対して行う支出を適格支出とすることができる。	MSMEは、各賦課年度の適格支出総額の上限なしに、左記のような少額資産に関して発生した適格支出に対して100%の4キャピタルアローワンスを受けることができる。

ただし、払込資本の割合が以下を超える場合、上記優遇はMSMEに適用されない。

- 普通株式に対する払込資本の50%が、直接的または間接的に関連会社によって所有されている場合。
- 上述の会社によって、普通株式に関する払込資本の50%が直接的または間接的に所有されている場合。または
- 別の会社によって、上述の会社および関連会社の普通株式に関する払込資本金の50%が、直接または間接的に所有されている場合。

この点において、「関連会社」とは、賦課年度の基準期間の開始時に普通株式によるRM250万を超える払込資本を有する会社を意味する。

改正案

賦課年度の基準期間の開始時に、MSMEの普通株式による払込資本の20%を超える額が、マレーシア国外で設立された1つ以上の会社、またはマレーシア国民ではない1人以上の個人によって直接的または間接的に保有されている場合、上記の税制上の優遇措置はMSMEには適用されないことが改正案として提案されている。

発効: 賦課年度2024年

情報通信(ICT)機器およびカスタマイズされたコンピュータソフトウェアに対するキャピタルアローワンス

現在、マレーシア居住者の情報通信(ICT)機器およびカスタマイズされたコンピュータソフトウェアを購入するために発生する資本的支出に対して、以下の率に基づいてキャピタルアローワンスが付与される。

- Initial allowance 20%; 及び
- Annual allowance 20%

改正案

企業が支出する資本的支出のうち、ICT機器やカスタマイズされたコンピュータソフトウェアのinitial allowance rateを40%に改定する改正案が提案されている。Annual allowanceは20%で変更なし。

発効: 賦課年度2024年

コメント

上記の改正案は企業のみ適用されます。当局が上記の改正案をマレーシアのすべての居住者に対し適用できるよう適用範囲を広げることが望まれます。

商用車以外の電気自動車レンタルに対する税制優遇措置の延長

2023年度予算では、商用車以外の電気自動車をレンタルする企業に対し、賦課年度2023年から賦課年度2025年までに最大RM300,000の所得控除を認めることが提案された。

改正案

商用車以外の電気自動車のレンタルに対する所得控除(最大RM300,000)がさらに2年間延長される。

発効: 賦課年度2026年及び賦課年度2027年

法人税

Voluntary Carbon Marketに対するさらなる税額控除

現在、カーボנקレジット取引会社が支出する、カーボンプロジェクトの開発関連支出は所得控除の対象として認められている。

改正案

カーボンプロジェクトの開発に関連する開発と測定、報告と検証(MRV)にかかる費用について、最大RM300,000のさらなる所得控除を与えられることが改正案として提案されている。さらなる控除は、Bursa Carbon Exchangeにおけるカーボנקレジット取引から生じる収入から控除される。

カーボンプロジェクトの開発はBursa Malaysiaによって認められた国際標準化団体に登録される必要があり、炭素プロジェクトの開発への支出はMalaysia Green Technology and Climate Change Corporation (MGTC)によって認証されなければならない。

発効: 2024年1月1日から2026年12月31日までにMalaysia Green Technology and Climate Change Corporation (MGTC)が受け取った申請が対象

ESGに関連する支出に対する所得控除

現在、ESG関連の支出は所得控除の対象とはならない。その結果、マレーシアでのビジネスコストが増加することにつながっている。

改正案

より多くの企業がESG基準に準拠することを奨励するために、以下の支出に対して賦課年度ごとに最大RM50,000の控除が与えられる改正案が提案されている。

- Tax corporate governance frameworkの報告準備
- 移転価格文書化の準備
- 零細中小企業(MSME)が負担するE-invoicing導入に関するコンサルティング費用
- ESG基準への準拠に関する特定の報告

上記の改正案は官報公示により実施される。

発効: 賦課年度2024年から賦課年度2027年

持続可能で責任ある投資(Sustainable and Responsible Investment, SRI)に対する税制優遇措置

現在、

- 賦課年度2021年から賦課年度2023年までの間、マレーシアの投資家、ビジネストラスト投資家、または不動産投資信託(REIT)投資家に対して、SRIファンド管理サービスを提供する企業の内、マレーシア証券委員会(SC)によって承認された企業には、SRIファンドの管理に伴う管理手数料収入に対する所得税減免措置が認められる。
- 賦課年度2016年から賦課年度2023年までに承認、認可、またはSCに提出されたSRI sukukの発行コストに対して所得控除が適用される。
- SRI Sukuk Grant and Bond Grant Scheme (従来のGreen SRI Sukuk Grant)に基づいてGreen SRI Sukuk発行体が2018年1月1日から2025年12月31日までに受け取った補助金に対して所得税減免措置が認められる。

改正案

- SRIファンド管理サービスを提供する企業の管理手数料収入に対する所得税減免措置がさらに4賦課年度延長される。
- SCに承認、認可、または提出されたSRI sukukの発行コストに対する控除が、更に4賦課年度延長される。
- SRI Sukuk Grant and Bond Grant Schemeに基づく所得税減免措置は、SCが承認したASEAN Sustainability-Linked Bond Standards (ASEAN SLBS)に基づいて発行される補助金および債券まで含まれるように拡大される。

発効:

- 賦課年度2024年から賦課年度2027年まで
- 賦課年度2024年から賦課年度2027年まで
- 2024年1月1日から2025年12月31日までにSCが受け取った申請



優遇税制



グリーンテクノロジーに関する優遇税制

2020年予算で提出されている通り、適格なグリーン活動を実施する企業は以下の税制上の優遇措置を受けることができる。

- GITA: 最初に適格資本支出が発生した日から3年間、適格なグリーン活動のために発生した資本的支出に対して100%のITA(法定収入の最大70%と相殺)
- GITE(適格グリーンサービス活動): グリーンテクノロジーサービスに関連する最初の請求書が発行された賦課年度から3年間、法定所得の70%が所得税免除
- GITE(太陽光発電リース事業): 10賦課年度までの法定所得の70%が所得税免除

上記の優遇措置は、2023年12月31日までにMIDAが受け取った申請が対象。[注: 上記改正案は官報には掲載されていないものの、関連するガイドラインはMIDAによって既発行]

改正案

2050年までに包括的で持続可能なカーボンニュートラル国家になるというマレーシアの目標に沿って、適用期間を更に3年間延長し、グリーンテクノロジー税制優遇措置を以下のように見直す改正案が提案されている。

GITA プロジェクト(事業目的)

適格プロジェクト	GITA (%)	相殺される法定所得の%	優遇期間
Tier 1 i. グリーン水素	100%	100% または 70%	上限10年 (5年 + 5年)
Tier 2 i. 統合的廃棄物処理 ii. 電気自動車充電施設	100%	100%	5年
Tier 3 i. バイオマス発電 ii. バイオガス発電 iii. 小型水力発電 iv. 地熱発電 v. 太陽光発電 vi. 風力発電	100%	70%	5年

GITA 資産(自社使用目的)

適格資産	GITA (%)	相殺される法定所得の%	優遇期間
Tier 1 i. 財務大臣により承認されたリストに基づく資産 ii. 二次電池電力貯蔵システム iii. Green Building	100%	70%	Malaysian Green Technology and Climate Change Corporation により認証された 2024年1月1日から2026年12月31日までの適格資本的支出
Tier 2 i. 財務大臣により承認されたリストに基づく資産 ii. 再生可能なエネルギーシステム iii. 効率的とされるエネルギー	60%	70%	

GITE Solar Leasing

Tier	法定所得に対する免税割合	優遇期間
>3MW - ≤10MW	70%	5年
>10MW - ≤30MW	70%	10年

発効: 2024年1月1日から2026年12月31日まで

コメント

適格グリーンサービス活動のための GITE は、2020 年度予算で提出されているように、2023 年末までに段階的に廃止される予定です。その代わりに、新産業マスタープラン 2030 で概説されている「Mission 3 - Push for Net Zero」の実現を促進することを目的として、適格グリーン活動を奨励する段階的インセンティブ制度が導入されます。更にこの移行により、National Energy Transition Roadmapに規定されている2050年までに再生可能エネルギー量を70%にするという野心的な目標の達成を目指しています。

優遇税制

New Industrial Master Plan 2030に基づく再投資に対する優遇措置

現在製造業および農業企業で、拡大、多様化、自動化、近代化プロジェクトに着手している企業は、Schedule 7Aに基づくRAの対象となる。適格企業は、発生した資本的支出の60%をRAとして請求することができ、15連続賦課年度についての法定所得の最大70%または100%と相殺することができる。

この優遇措置は現在も有効である。

改正案

RA資格期間を満了した既存企業に対し、New Industrial Master Plan 2030に基づく高付加価値活動への能力増強と投資を奨励するため、成果ベースのアプローチにより決定される再投資に対する優遇措置が以下のように与えられる。なおこの申請はMIDAに提出される必要がある。

ITA	Tier 1	Tier 2
適格資本的支出	100%	60%
相殺される法定所得	100%	70%

発効: 2024年1月1日から2028年12月31日まで

映画制作会社、外国映画俳優、映画スタッフに対する特別所得税率

改正案

外国映画制作のマレーシア参入を活性化するため、マレーシアで撮影する映画制作会社、外国映画俳優、撮影スタッフに対し、0%から10%の特別所得税率を導入する改正案が提案されている。

発効: 補助法により決定

株式クラウドファンディングに対する税制優遇措置の延長・拡充

現在、適格個人投資家は、2021年1月1日から2023年12月31日までに行われた投資について、株式クラウドファンディングプラットフォームまたはノミニー企業を通じて投資先企業に行われた投資の50%に相当する金額の控除を受けることができる。

各賦課年度の控除額の上限はRM50,000であり、控除額は対象となる個人の総所得の10%に制限される。上限を超過した分については控除対象外となる。

控除には以下の条件を満たす必要がある。

- 資格のある個人は、投資および投資金額に関して株式クラウドファンディング運営者から年次認証を取得する必要があり、またその年次認証はSCによって検証される。
- 投資した日から2年以内に、投資の全部または一部が処分されないこと。
- 資格のある個人は、投資先企業に投資を行う他の投資家との親族関係にないこと。

改正案

株式クラウドファンディングプラットフォームを通じて、より多くの個人投資家が投資先企業に投資するよう誘致するため、税制上の優遇措置の対象を、有限責任パートナーシップのノミニー会社を通じて行った投資に拡大することが提案されている。

加えて、税制上の優遇措置期間がさらに3年間延長される。

発効: 2024年1月1日から2026年12月31日まで

優遇税制

自動化機器向けACAをコモディティ分野にまで拡大

現在、インダストリー 4.0 に対応したものを含むオートメーション機器に対して適格な資本支出を行う製造、サービス、農業企業には、発生した適格資本支出の最初の RM1,000 万に対して 100% ACA が与えられる。上記の企業は、同じ資本支出に対して 100% 相当の所得控除の対象となりうる。

上記の優遇措置は、2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までに MIDA およびプランテーション商品省が受け取った申請に適用される。

改正案

上記の優遇措置を、プランテーション商品省管轄下の商品部門にも拡大するとする改正案が提案されている。

発効: 2023 年 10 月 14 日から 2027 年 12 月 31 日までにプランテーション商品省が受理した申請

エンジェル投資家に対する税制上の優遇措置の延長

現在、ハイテク新興企業に普通株式の形で投資するエンジェル投資家は、合算所得レベルで免税される優遇措置がある。免税となる合算所得金額は、ハイテク新興企業への投資額に相当する。投資額が賦課年度の基準期間におけるエンジェル投資家の合算所得を超える場合、超過した投資額は対象とならない。また申請は 2023 年 12 月 31 日までに財務省に提出される必要がある。

控除には以下の条件を満たす必要がある。

- 投資した日から 2 年以内に、投資の全部または一部が処分されないこと。
- 年間の投資額は RM5,000 以上、RM500,000 以下であること。

改正案

エンジェル投資家向け税制優遇措置の適用期間を、さらに 3 年間延長する改正案が提案されている。

発効: 2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで

社会的企業に対する免税の延長

2022 年度予算においては、2022 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までに財務省に提出された申請のうち、起業家・協同組合開発省による認定有効期間を条件として、最大 3 賦課年度までの社会的企業のすべての収入に対する免税を認めるとする改正案が提案されていた。この改正案の補助法はまだ官報に掲載されていない。

改正案

マレーシア MADANI の持続可能性、繁栄、慈悲の柱に沿って、社会的または環境にプラスの影響を生み出す社会的企業の資金調達を支援するため、社会的企業の全収入に対する免税申請期間をさらに 2 年間延長するとする改正案が提案されている。

発効: 2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで

Shariah 準拠の資金管理サービスに対する所得税免除の見直し

現在、承認された Shariah 準拠の資金管理サービス会社には、以下に示す資金管理サービス事業から得られる法定所得に関して 100% の免税が与えられている。

投資家のカテゴリ	賦課年度
マレーシア在住の外国投資家	2007 - 2023
マレーシア投資家	2008 - 2023
マレーシア在住の事業信託または REIT 投資家	2014 - 2023

改正案

Shariah 準拠の資金管理サービスの成長を促進するため、免税期間をさらに 4 年間、2027 年まで延長する改正案が提案されている。

ただし、免税は法定所得の 60% に改正される。

発効: 賦課年度 2024 年から 賦課年度 2027 年

優遇税制

Global Services Hub に対する税制上の優遇措置

政府は従来よりマレーシアを、リスク管理、意思決定、戦略的ビジネス、財務などの中核的なビジネス機能を管理、制御、サポートする高価値活動の世界的なビジネスハブに変えることを目的に、Principal Hub税制優遇措置を導入していた。

税制優遇措置の中身は、最低年間事業支出の発生やフルタイムの高価値雇用の提供などの特定の条件に基づき、0%、5%、および10%の優遇所得税率を与える内容となっている。

改正案

- グローバルサービス部門の主要プレーヤーとしてマレーシアの競争力を維持し、影響力の高い戦略的サービスハブとしての立ち位置を確立するために、成果ベースのアプローチに基づくグローバルサービスハブ税制優遇措置が以下のように導入される。

- 各賦課年度の適格企業に適用される優遇税率は、成功ベース、つまり成果ベースのアプローチに基づいて決定される。
- グローバルサービスハブ税制優遇で承認された新会社に勤務する、月給RM35,000以上で主要/経営幹部の役職(C-Suite)に就いている最大3人の非マレーシア国民個人にも、連続3賦課年度について15%の所得税率が適用される。

発効: 2023年10月14日から2027年12月31日までにMIDAが受領した申請に適用

イスラム証券の売買 (ISSB)

現在マレーシア政府は、ブルサ・マレーシアに上場されている有価証券の貸付、および同一または同等の有価証券の返還、あるいは証券貸借 (SBL) 契約に基づいて行われた証券貸借取引による担保の交換から生じるあらゆる収入 (配当、貸付手数料、担保から得られる利子およびリベートを除く) に対する借手と貸手双方の税金を免除している。

この免除は、SCによって承認された貸手および借手に適用され、またSBL契約はSCによって承認される必要がある。

改正案

より多くの投資家やブローカーがISSB取引に参加することで、証券取引の全体量とShariah準拠の株式市場の流動性を高め、同時に従来のSBLとISSBの投資家やブローカーに平等な待遇が与えられるよう、ISSBから生じる収入に対しても非課税が認められるにする改正案が提案されている。

上記の改正案は補助法案を通じて実施される予定である。

発効: 賦課年度2024

	新会社		既存会社	
	Tier 1	Tier 2	Tier 1	Tier 2
減免年数	5 + 5		5	
税率	5%	10%	付加価値所得の5%	付加価値所得の10%
減免対象所得の種類	i. サービス収入; または ii. サービス及びトレーディング収入			
適格サービス及び追加サービス	i. 地域損益・経営管理部門; ii. 戦略的な事業計画; iii. 企業発展、および iv. 以下のサービスカテゴリに該当するうちの2つの活動: a. 戦略的サービス b. ビジネスサービス c. シェアードサービス、または d. 他のサービス			
条件 (成果ベース)	i. 年間運営費; ii. 価値の高いフルタイム従業員; iii. 最低月額給与がRM35,000の経営幹部; iv. ローカルの付帯サービス; v. 高等教育機関・TVETとの連携; vi. マレーシア人学生/国民向け研修; vii. ESG要素、または viii. その他財務大臣が定める条件			

優遇税制

Pengerang Integrated Petroleum Complex (PIPC)に対する税制上の優遇措置

改正案

PIPC を化学および石油化学部門の発展の拠点にするために、特別税率または ITA の形で税制上の優遇措置を与えることが提案されている。

税制上の優遇措置の種類	適用される会社	
	化学および石油化学事業への最低投資額がRM5億以上の新規企業	PIPC Industrial Park Developmentの承認を受けた開発者
税率	Tier 1 = 5% Tier 2 = 10%	対象プロジェクトの不動産販売または賃貸活動に対し、10年間で10%
ITA	対象となる資本的支出の100%	-
減免年数	5 + 5	-
減免される所得の種類	適格な化学製品および石油化学製品の製造活動による所得	-
その他の税制優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> i. 適格プロジェクトに対する土地・建物譲渡契約書または土地・建物賃貸借契約書の印紙税免除 ii. 適格プロジェクトを実施するための土地・建物譲渡契約書または土地・建物賃貸借契約書の印紙税免除 	適格プロジェクトに対する土地・建物譲渡契約書または土地・建物賃貸借契約書の印紙税免除

発効: 2023年10月14日から2028年12月31日までにMIDAが受け取った申請が対象





間接税



関税率の改正手続き

(*Customs Act (1967年)*、*Excise Act (1976年)*、*Sales Tax Act (2018年)*、*Service Tax Act (2018年)*、*Departure Levy Act (2019年)*、および*Tourism Tax Act (2017年)*に基づく)

現在、財務大臣は、官報に掲載された法令により、以下のことができる

- 物品に課される関税の規定
- 課税および納付される物品税、ならびに課税および納付の方法の規定
- 売上税の税率の制定、変更、改正
- サービス税の税率の制定、変更、改正
- 出国税の税率の制定、変更または改正
- 観光税の税率を規定

これらの法令は、次回の*Dewan Rakyat*（下院）会議に提出され、120日以内に決議によって承認されなければならない。法令が承認されない場合、法令は効力を失う。

上記の要件は、行政府（財務大臣など）に関税や租税を課するための補助法を制定する権限を与えるための主法に共通する手続きであり、過去にはそのような補助法が*Dewan Rakyat*の決議による承認を得るための上記要件を満たさず、還付問題が生じた例もある。

改正案

現在、関税や租税の税率を法制化または改正するための財務大臣による命令は、単に*Dewan Rakyat*に提出されるだけでよいと提案されている。この改正により、*Dewan Rakyat*の決議によって承認される必要はない。

将来、本改正案が法律として制定され、運用が開始された場合、*Dewan Rakyat*の決議による承認を得るといった要件はもはや存在しないため、そのような要件に違反する例はなくなるはずである。

発効: 2023年財政法（第2号）施行時より

所定の書式および申請書の提出方法等に関する変更

(*Sales Tax Act (2018年)*、*Service Tax Act (2018年)*、*Tourism Tax Act (2017年)*に基づく)

現在、消費税、サービス税、観光税に関する法令で定められた、所定の書式による申請がある。これらには以下のものを含む：

- 登録申請（外国デジタルサービス事業者の登録を含む）
- 申告書の提出（外国デジタルサービス事業者の申告を含む）
- 還付申請
- 関税裁定申請
- 課税対象者に代わって税関と取引を行う申請書
- 税関長による決定に対する審査申請

一般に、これらの書式を変更する場合は、財務大臣が、関連する補助法令に公布する手続きを経て行わなければならない。

改正案

税関長官が、そのような申請書、申告書等の様式及び方法を決定することが提案されている。この変更により、税関長官は、関連する書式を柔軟に修正できるようになる。直近で同様の変更は、関税、物品税、windfall profit levy、フリーゾーンに関する法律に関する書式に対しても行われた。

発効: 2024年1月1日

間接税

顧客に還付されたサービス税の控除制限 (Service Tax Act (2018年)に基づく)

現在、登録事業者は、税関長官の承認を条件として、サービス税額が税関に納付された後、サービスのキャンセルまたはサービスの終了を含む様々な理由により顧客に返金されたサービス税額を申告時に控除することができる。この規定は、税関長官の承認を必要としない強制的な規定とは異なる。つまり、登録者の業務上の調整などにより、顧客に請求したサービス税額を減額するクレジットノートを発行した場合、長官承認なしでサービス税申告においてサービス税額を控除することができる。

改正案

税関長官の承認が必要なサービス税控除は、登録者の顧客が事業を行っていない場合にのみ認められると提案されている。つまり、登録者が事業を継続している顧客に対してサービス税の還付を行う場合、登録者は当該サービス税の控除を申請し、税関長官の承認を得る必要はない。従って、このような場合、営業を継続している顧客に還付されたサービス税額は、登録者が計上しなければならない

発効: 2024年1月1日

デジタルサービスに対するサービス税に関する変更 (Service Tax Act (2018年)に基づく)

海外のサービス・プロバイダーが提供するデジタル・サービスに対するサービス税に関して、以下の変更が提案されている。

- サービス税の課税期間 - 現在、税関長官は、海外のサービス提供者がサービス税の課税期間を変更することを認めることができる。税関長官は適切と判断した場合、先に承認した課税期間を再決定することができる。と提案された。
- 現在、登録義務がなくなった外国登録者は、税関長官に申告書を提出しなければならない。税関長官が当該申告書を受理した場合、当該申告書は提出されたものとみなされると提案された。

発効: 2024年1月1日

クレジットノートまたはデビットノートの特定に関する変更 (Sales Tax Act (2018年)に基づく)

現在、登録製造業者が課税商品の販売を行い、その取引によってクレジット・ノートやデビット・ノートを発行・受領する必要がある場合、登録製造業者は、それぞれの申告書において、必要な売上税の控除や加算を行う必要がある。さらに、クレジット・ノートやデビット・ノートは、適用される規則に規定されている所定の明細の記載を遵守することが不可欠である。

改正案

登録製造業者は、オプションとして発行されるクレジット・ノートまたはデビット・ノートから、特定の事項の削除を求める要請を税関長官に提出することが提案されている。これにより、事業者は、税関長官の承認を条件として、クレジット・ノートまたはデビット・ノートに記載される特定事項に関して、より柔軟な対応が可能となる。

発効: 2024年1月1日

低額商品 (LVG) に対する売上税に関する変更点 (Sales Tax Act (2018年)に基づく)

LVGにおける「販売者」の定義の変更

現在、LVGの販売における「販売者」の定義は、マレーシア国内外を問わず、オンラインマーケットプレイス (OMP) でLVGを販売する者、またはLVGの販売・購入のためにOMPを運営する者を意味する。

LVGの販売に関する上記の「販売者」の定義のうち、最初のOMPの記載を「オンライン・プラットフォーム」に置き換え、「マレーシア国内外を問わず、オンライン・プラットフォーム上でLVGを販売する者、またはLVGの販売・購入のためにOMPを運営する者」と修正されることが提案されている。

この変更は、他社が運営するオンライン「マーケットプレイス」経由だけでなく、独自のオンラインプラットフォーム経由でLVGを販売する販売者を含めることを意図している。

LVGのクレジット・ノートまたはデビット・ノート

売上税法では現在、LVGの販売に際して過去に請求された売上税を調整するため、販売者がクレジット・ノートやデビット・ノートを発行することは認められていない。

現在、この除外規定を撤廃し、LVGの販売にかかる以前の売上税を調整するために、販売者が購入者にクレジット・ノートまたはデビット・ノートを発行できるようにすることが提案されている。

LVGの売上税免除と還付

現行の売上税法では、LVGにかかる売上税を免除したり、LVGにかかる売上税の還付を指示したりする財務大臣の権限は特に除外されている。

現在、この除外規定を撤廃し、LVGに対する売上税の免除または還付する権限を財務大臣に与えることが提案されている。

間接税

低額商品（LVG）に対する売上税に関する変更点(つづき) (Sales Tax Act (2018年)に基づく)

LVG輸入における売上税の二重課税防止

現在、売上税法には、登録されたLVG販売者によってLVGが販売された時点で既に売上税が課された場合に、LVG（「課税商品」に該当する）の輸入時点で既存の売上税（課税商品に対する）が課されることを防ぐための具体的な規定はない。

登録販売者がLVGに売上税を課し、LVGに対して売上税を支払っていることが売上税の担当官に証明された場合、LVGの輸入時点では売上税が課されないという具体的な規定が提案された。これは、LVGの販売時点と（課税対象商品としての）輸入時点の両方で、同じ商品に対して二重に売上税が課される可能性を排除するためである。

LVGの最初の課税期間の変更

登録販売者の最初の課税期間を決定する規定が改正され、現行のように、課税対象者が登録されるべき日から翌月までではなく、翌々月の末日までとなった。これは、LVGの売上税の課税期間3ヶ月（四半期）と合わせるためである。

しかし今回の改正案で、その後の各課税対象期間を3ヶ月（四半期）とする既存の規定が誤って削除されていることに留意する必要がある。この点は、2023年財政（第2号）法案の可決中に対処されることが期待される。

発効: 2023年財政法（第2号）施行時より

観光税に関する請求書、領収書、その他の書類 (Tourism Tax Act (2017年)に基づく)

現在、2017年観光税法には、登録事業者（すなわち宿泊サービス提供者）が請求書、領収書、その他の書類から特定事項の削除を要求することができる規定はない。

改正案

新たに第14条(1A)を挿入することにより、登録事業者が請求書、領収書、その他の書類から、1つ以上の特定事項の削除を申請することを承認する権限を税関長官に付与することが提案されている。ただし、この新条項はデジタル・プラットフォーム・サービス・プロバイダー（DPSP）には適用されない。従って、DPSPの場合は、請求書、領収書、その他の書類に全ての所定の事項を記載しなければならない。

発効: 2024年1月1日

観光税に関するPublic Ruling (Tourism Tax Act (2017年)に基づく)

現在、2017年観光税法には、税関長官がPublic Rulingを発行することを認める規定はない。

改正案

新たな第31条Aを挿入することにより、税関長官に観光税に関するPublic Rulingを制定権限を付与することを提案する。

発効: 2024年1月1日

娯楽税に関する規定の改正プロセス (Entertainments Duty Act (1953年)に基づく)

現在、1953年娯楽税法に基づき制定された規則は、Dewan Rakyat（下院）に提出される必要があり、Dewan Rakyatはその後3ヶ月以内に、指定された日付以降、従前の規則を無効とする決議を行うこととされている。このような規制の無効化は、無効化以前の規制に基づいて行われた行為の有効性、または制定される可能性のある新たな規制を損なうものではない。

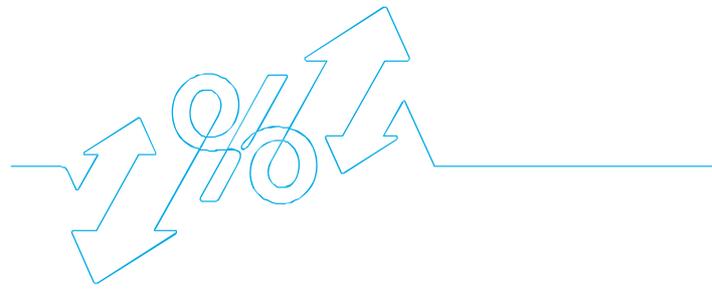
改正案

いかなる規則も、Dewan Rakyatの決議によって従前の規制を無効にするという追加の規定を設けず、単に規制をDewan Rakyatに提出することのみ要求することが提案されている。

発効: 2023年財政法（第2号）施行時より



個人所得税



所得控除等の延長

所得控除等	提案	発効日
技能向上・自己啓発コース費用 (最大RM2,000)	3年間延長	賦課年度2024年 - 2026年
電気自動車の充電設備 (最大RM2,500)	4年間延長	賦課年度2024年 - 2027年
女性の職場復帰に対するインセンティブ	4年間延長	2027年12月31日までにTalent Corporation Malaysia Berhadに申請し受領される必要あり。
専門家帰国プログラムに対するインセンティブ 雇用所得に対する税率は5年間15%	4年間延長	2027年12月31日までにTalent Corporation Malaysia Berhadに申請し受領される必要あり。

両親の医療費控除の拡大

従来は、以下について最大RM8,000

- ・ クリニック、病院での治療
- ・ 老人ホームでの治療;
- ・ 審美歯科でない、歯科での治療
- ・ 在宅での治療

提案

健康診断費も最大RM1,000まで控除
また、両親の歯科治療費は正式に法制化される。

発効日: 賦課年度 2024年

保育所・幼稚園手当控除の増額

従来の保育所・幼稚園手当控除額は最大RM2,400

提案

最大RM2,400から最大RM3,000への増額

発効日: 賦課年度 2024年

個人所得税

ライフスタイル控除の見直し

従来は、以下のライフスタイル関連について最大RM2,500まで控除

- 書籍・新聞
- パソコン・スマートフォン・タブレット
- ブロードバンド
- スポーツ用品
- ジム会費

提案

以下のとおり改正

- スポーツ用品・事務会費の除外
- 技術向上コース費用の追加

発効日: 賦課年度 2024年

スポーツ控除の増額及び範囲の拡大

従来は、以下について最大RM500まで控除

- スポーツ用品
- スポーツ施設入場料
- スポーツ参加費

提案

以下のとおり改正

- 控除額が最大RM1,000まで増額
- ジム会費・スポーツトレーニング費の追加

発効日: 賦課年度 2024年

本人・配偶者・子供の医療費控除の拡大

従来は、以下の医療費について最大RM10,000まで控除

- 本人・配偶者・子供の重病治療
- 本人・配偶者の不妊治療
- 本人・配偶者・子供のワクチン接種費用（最大RM1,000）
- 本人・配偶者・子供の健康診断費・メンタルヘルス相談検査費・COVID-19検査費（最大RM1,000）
- ダウン症・自閉症等の治療（最大RM4,000）

提案

歯科治療費（最大RM1,000）の追加

発効日: 賦課年度 2024年



印紙税

“書面による”についての定義

印紙税は、印紙税法スケジュール1に記載されている書面による文書/特定の文書に課される。現在、「文書」には「あらゆる文書」が含まれると定義されている。しかし当該定義では、電子記録が「文書」の定義に該当するかどうかは明確ではない。

改正案

上記を明確にするために、「書面による」の定義を挿入する。「書面による」という用語には、「あらゆる手書き、タイプによる記述、印刷、電子記録または電子的に読み取り可能な形式での送信」が含まれる。

発効: 2024年1月1日

マレーシア国外で締結され、電子媒体を通じてマレーシアで受け取られた文書の証拠

現在、マレーシア国外で締結された文書がマレーシアで最初に受領された日付の証明として、郵便局の押印または航空貨物運送状のコピーが必要とされる。

改正案

電子送信を介して文書を受信したときの証拠として、電子送信のコピーまたはプリントアウトを提供することが提案されている。

発効: 2024年1月1日

リングgit以外の通貨によるローン契約およびシャリア準拠の融資手段に対する印紙税

現在、外貨ローンまたはリングgit以外の通貨でのシャリア準拠の融資には0.5%の印紙税が課せられるが、上限はRM2,000とされる。

改正案

上記の文書に対し、金額の上限なしで0.5%の印紙税が課されることが提案されている。

発効: 2024年1月1日

外国企業または非マレーシア国民/永住者に対して財産を譲渡するための文書における印紙税

現在、マレーシアにおける財産譲渡の文書には、1%から4%の従価印紙税が課せられる。

改正案

外国企業または非マレーシア国民/永住者への財産譲渡の文書には、対価または市場価格のいずれか高い方に基づいて一律4%の印紙税が課せられることが提案されている。

発効: 2024年1月1日

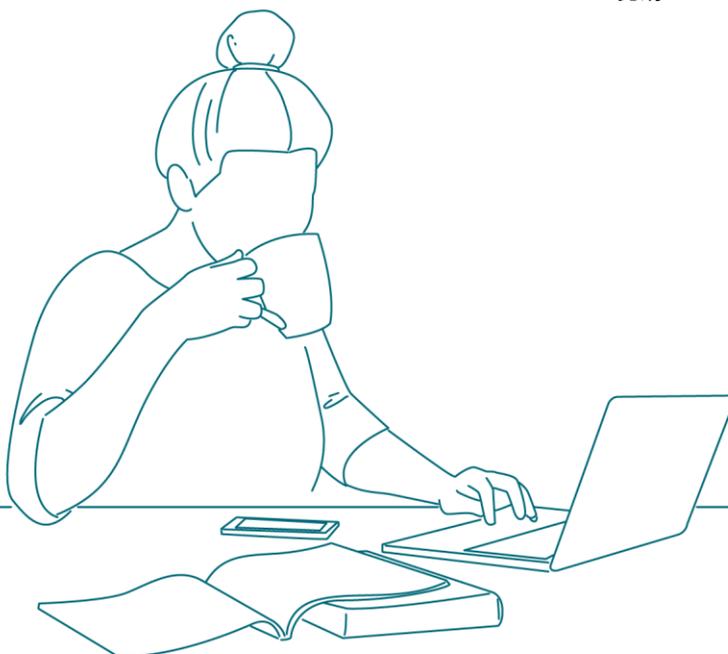
他の適格受益者への権利の放棄を伴う不動産譲渡

現在、適格受益者が別の適格受益者または非受益者に対して権利を放棄する場合、1%から4%の従価印紙税が課せられる。

改正案

適格受益者が、同一財産に権利を有する他の適格受益者に免除または放棄によって不動産を譲渡するための文書には、名目RM10の印紙税が課されるものとする。

発効: 2024年1月1日



印紙税

第一審管轄権における印紙税控訴の審理

印紙税法セクション39に基づき、印紙税徴収官の決定に不服がある者は、その決定に対して高等裁判所に控訴通知を提出することができる。この場合、高等裁判所自身が印紙税控訴を審理するのか、上級裁判所で審理するのかが明確にされていない。

改正案

印紙税法セクション38Aに基づく印紙税徴収官の決定に対する控訴を審理する際に、高等裁判所がその管轄権において審理を行うことを明確にするために、セクション39が修正される。

発効: 2024年1月1日

コメント

改正案では、印紙税における上訴は上訴裁判所ではなく連邦裁判所レベルまで行使されることとなります。

印紙切手、デジタル印紙印刷機および印紙印刷機の使用中止に伴う改正

デジタル印紙印刷機の使用は、2021年6月30日に廃止となった。

2022年10月7日の2023年予算案で、すべての文書の印紙税算定と印紙税支払いに関しては、Stamp Assessment and Payment System (STAMP) を介してオンラインで行われなければならないことが発表された。これに伴い、2024年1月1日以降、印紙切手および印紙印刷機の使用は廃止される。

改正案

印紙税法の関連規定は、印紙切手、デジタル印紙印刷機および印紙印刷機の使用中止を法制化するために修正または削除される。

発効: 2024年1月1日





不動産譲渡益税



自主申告システム (SAS) の導入

現在、不動産譲渡益税 (RPGT) には賦課決定システムが導入されており、IRBは提出されたRPGT申告書を評価し、納税者に賦課決定通知または非課税証明書を発行している。

改正案

SASは2025年1月1日からRPGTに導入されることが提案されている。SASの導入を考慮して、RPGT法の以下の規定が改正される。

「事業信託」の定義と事業信託を含める「会社」の定義の修正

RPGT法のセクション2(1)が改正され、「事業信託」の定義が導入され、「会社」の定義に事業信託が含まれるようになった。

RPGT申告に関する規定の修正

SASの実施に合わせて、RPGT申告が資産の市場価格に基づく場合、市場価格は鑑定士による評価に基づくものとするものと規定するため、セクション13(1)(c)の修正が提案されている。

SASでは、資産譲渡者はRPGT申告書で自身の税額を計算する必要がある。新しいセクション13(1)(d)および(e)では、申告書には課税対象利益および支払うべき税額(存在する場合)を明記し、IRB長官が要求する詳細を含める必要があると規定されている。

提出されたRPGT申告は賦課決定とみなされること

SASに基づきIRB長官は、RPGT申告書が提出された日に、その対象者がRPGT申告書に指定されている課税対象所得に対する税額賦課を行ったものとみなす。

提出されたRPGT申告書は賦課決定通知とみなされ、DGIRが賦課を行ったとみなされる日にその対象者に伝達されたものとみなされる。

修正申告書と修正申告書のみなし賦課

新しいセクション13Aは、RPGT申告書の提出期限から6か月以内にDGIRの規定に従って修正RPGT申告書を提出することにより、セクション13に従って提出されたRPGT申告書を修正できることを規定している。

修正は1回のみ可能とされる。

RPGT申告書が提出され、DGIRがその賦課年度について追加賦課を行った場合、修正は認められない。

修正申告により納付すべき税額は、その税額の10%が加算される。

提案されている新しいセクション15Aの下では、IRB長官は、修正されたRPGT申告書が提出された日に、その対象者が賦課または追加賦課を行ったものとみなす。

提出された修正RPGT申告書は、賦課または追加賦課の通知とみなされ、修正RPGT申告書が提出された日にその対象者に伝達されたものとみなされる。

事実または法律を誤って還付された税額を査定する権限

IRB長官には、事実または法律の誤りによって還付された税額を査定する権限が与えられる。

還付が行われた時点でIRB長官DGIRの一般的な慣行に基づいて還付が行われた場合、あるいは税金の還付から5年が経過している場合、上記査定は行われられないものとする。

不正、故意または過失による債務不履行の場合に賦課を行う権限

IRB長官は、税金を課せられる対象者が、税金回避の目的で何らかの不正、故意または過失による債務不履行を行った場合、その対象者に対して賦課を行う権限が与えられる。

二重評価の解消

提案されている新しいセクション16Aでは、課税対象者に対し、賦課年度内の同一課税対象資産の同一利益に関して2つ以上の賦課が行われている場合、DGIRはその利益がその年一度だけ確実に課税されるように、上記の賦課を免除することができる。

賦課決定通知

SASの実施に合わせて、みなし賦課決定通知となる場合ではなく、RPGT申告書が譲渡日から60日を超えて提出された場合は、IRB長官が賦課決定通知を発行できるよう、セクション17条を修正することが提案されている。

エラーや誤謬に対する救済措置

賦課年度内にRPGTに対して納税した者は、賦課年度の申告書にエラーや誤謬があったことを理由に、賦課年度終了から5年以内にIRB長官に対して救済措置の申請をできるとする規定が提案されている。

申請者がIRB長官の決定に不服がある場合、申請者は決定通知を受けてから6か月以内に所定の書式を用いて、IRB長官からSpecial Commissionerに申請書を送付するよう要求することができる。

不動産譲渡益税

自主申告システム (SAS) の導入(続き)

エラーまたは誤謬以外の救済措置

新しいセクション 19A が導入され、RPGT法に従って RPGT 申告書を提出し、資産譲渡に対して税金を支払った納税者において、その賦課年度に対する賦課が以下の理由により過剰である場合、書面に IRB長官 に対し救済措置の申請することができる。

- i) RPGT申告書が提出された賦課年度より後に、官報に公示される RPGTまたはその他の成文法に基づいて、当該賦課年度に対する免除、救済、減免、割引または控除が承認または付与される場合；または
- ii) 免除、救済、減免、割引、または控除の承認が、RPGT 申告書が提出された賦課年度より後に付与された場合

申請は、免除、救済、減免、割引、控除が官報に掲載された年末、または承認が与えられた後のいずれか遅い方の年末から 5 年以内に行われなければならない。

申請者が IRB長官 の決定に不服がある場合、申請者は決定の通知を受けてから 6 か月以内に所定の書式を用いて、IRB長官 から Special Commissionerに申請書を送付するよう要求することができる。

賦課の最終決定に関する規定の修正

課税資産の処分のための SAS の導入に伴い、RPGT法に基づく賦課が最終的かつ決定的なものとなる状況が標準化されるように、RPGT法セクション20が修正されることが提案されている。

税金の支払い

SAS では、税額または追徴税額は新セクション21(1A)に基づき処分日から 60 日以内に支払われる必要がある。

修正RPGT 申告書の賦課に関して、支払うべき税額または追徴税額は、新セクション21(1B)に基づき、修正申告書が提出された日に支払われるものとする。

電子媒体または電子送信による RPGT 申告書提出者の範囲拡大

セクション57A(3)は、納税者に代わって RPGT 所定のフォームを電子媒体または電子送信により提出する権限を書面で許可される者のカテゴリーを拡大し、ノミニーも含めるよう修正される予定である。

発効: 2025年1月1日

帳簿、銀行口座明細書などの具体的な報告及び提出を要求する権限

改正案

提案されている新セクション 28A および 28B は、IRB長官に帳簿の具体的な報告と提出および銀行口座明細の開示を通知により要求する権限を与える。

発効: 2025年1月1日

課税対象となる利益及び納税額確認のための書類を保管する義務

改正案

RPGT法の新セクション28Cは、申告書の提出が求められる賦課年度の終了日から7年間、すべての申告者に記録を保管することを義務付けることを目的としている。

RPGT法に基づいて求められる賦課年度に対する申告書を提出しなかった場合、その申告者は、課税対象となる利益と税額の申告書が提出された年の終わりから 7 年間記録を保管しなければならない。

発効: 2025 年 1 月 1 日

CGTの導入による改正

現在、RPC の株式の取得は、RPGT法のスケジュール 2、パラグラフ 34A に基づき課税資産の取得とみなされる。このような株式の処分も、RPGTの課税対象となる。

改正案

以下の条項は、同法に基づく会社、有限責任事業組合、信託団体、または協同組合による株式の処分による利益に対する CGTでの賦課に合わせて改正される。

「協同組合」と「信託団体」の定義

「協同組合」と「信託団体」の定義を導入する。

RPGT法スケジュール2パラグラフ 34A の適用除外

RPGTの別表2に新セクション34A(5A)を挿入し、セクション34Aが会社、有限責任事業組合、信託団体または協同組合による2024年1月1日以降のRPC株式の取得または処分に適用されないとする規定が提案されている。ただし、ラブアン事業活動税法のセクション 2B に定義されている事業活動を行うラブアン法人は、引き続き RPC の株式の処分に関して RPGT の対象となる。

発効: 2024年1月1日

コメント

上記の改正はCGT と RPGT の相互関係を明確にし、会社、有限責任事業組合、信託団体、または協同組合による株式の処分はCGT のみの対象となることを明確にしています。



ラブアン国際ビジネス金融センター(IBFC)におけるイスラム金融関連取引活動に対する免税

現在、銀行、保険、信託会社などの取引活動を行い、財務大臣が規則で定める実体要件を満たすラブアン法人は、ラブアン事業活動税法(LBATA)に基づき、監査済みの純利益に対して3%の固定税率で課税される。

改正案

イスラム・デジタル・バンキング、イスラム・デジタル取引所、ウマ関連企業、イスラム・デジタル・トークン発行会社など、イスラム金融関連の取引活動を行うラブアン法人に対し、5年間の免税が提案されている。これは官報によって実施される。

発効: 賦課年度2024年から賦課年度2028年

当年度基準賦課

現在、ラブアン法人は、LBATAに基づき前年度基準の賦課年度で課税される。

改正案

LBATAに基づく賦課制度を、前年度基準の賦課から当年度基準の賦課に改正することが提案されている。

発効: 賦課年度2025年



国内トップアップ税と多国間トップアップ税の実施

現在、LBATA第3条に基づき、ラブアンの事業活動を行うラブアン法人は、そのラブアンの事業活動に関する各賦課年度において、LBATAに従って課税される。

改正案

国内トップアップ税及び多国間トップアップ税の導入提案に伴い、LBATAは改正され、同法に基づく国内トップアップ税及び多国間トップアップ税の導入に関する規定は、会計年度の直前の連続する4会計年度のうち少なくとも2会計年度において、グローバル全体の年間売上高が7億5,000万ユーロ以上である多国籍企業グループの構成企業であるラブアン企業にも適用される。

発効: 2025年1月1日の会計年度

電子記録の許容性

現在、LBATAには電子記録を証拠として認める規定はない。

改正案

電子媒体によって保存され、受信、または通信された文書の電子記録、または電子記録のコピーもしくは印刷物が証拠として認められるという新たな規定を導入することが提案されている。ただし、認められるためには一定の条件が課される。

電子媒体には、電子、磁気、光学、画像、その他のデータ処理装置によって保存、受信、通信されるデータ、テキスト、画像、その他の情報が含まれる。

発効: 2024年1月1日

コメント

この改正案は、財務省によって出された2024年度国家予算案のタッチポイントで強調されていますが、2023年財政(第2号)法案には含まれていません。本改正案が成立した場合、LBATA税制は、当年度基準の賦課となり、所得税法の賦課基準と整合することになります。



石油所得税

石油所得税（PITA）に基づく CCS および硫化水素プロジェクトに対する税制優遇措置の見直し

PITA が石油・ガス産業の上流部分における最新の発展やニーズとの関連性を維持し続けることを保証するとともに、マレーシアへの外国投資家からの投資継続に対する関心を高めるために、MOF、IRBとPETRONASで構成されるPITA検討委員会は現在、CCSと硫化水素プロジェクトに対する税制優遇措置を検討、設計している。

この研究会は2023年末までに完了する予定である。

「二次回収」の再定義

二次回収は現在、PITAのセクション2(1)に基づいて、地下貯留層に外部エネルギーを加えて大量の炭化水素を生産することを目的とするプロジェクトとして定義されており、これは、炭化水素の追加的かつ加速的な回収を目的としている。この二次回収は一次回収プロセスに続いて実行される。

改正案

二次回収は次のように再定義することが提案されている。

「地下貯留層に外部エネルギーを加えて大量の炭化水素を生産することを目的とする方法またはプロセスで、

- (a) 炭化水素の追加的かつ加速的な回収を目的とした初期回収プロセスの後のプロセス、または
- (b) 炭化水素の初期回収または抽出のためのプロセス」

発効: 賦課年度2024年

隣接協定地域の決定

現在、隣接する地域で2つ以上の石油協定に基づいて石油事業を行うパートナーシップは、PITAのセクション2(4)(a)(i)に基づいて1つの石油協定に基づいて行われているものとして扱われている。PITAのセクション2(4)(a)(i)に規定されている「パートナーシップ」が石油協定の元の当事者を指すかどうかは完全には明らかではない。

改正案

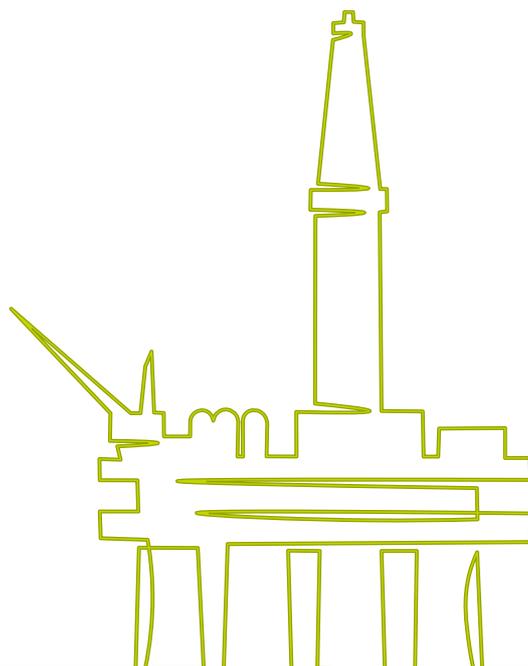
セクション2(4)項の扱いを受ける資格を得るためには、パートナーシップのすべてのメンバーが石油協定の元の当事者であり、DGIRによって承認されている必要があることが提案されている。

発効: 賦課年度2024年

GMT

マレーシア政府は、GloBEルールに基づいて多国間トップアップ税および国内トップアップ税を導入する予定であり、これは2025年1月1日に始まる会計年度からPITAにも適用される。所得税法での「国内トップアップ税および多国籍トップアップ税の導入」規定は、PITAに適用される。GMTは、テスト対象会計年度の直前の連続4会計年度のうち少なくとも2会計年度において、世界年間収益が少なくとも7億5,000万ユーロである多国籍企業グループの構成企業に適用される。

発効: 2025年1月1日から始まる会計年度





その他



基準期間の11か月目の予定納税額修正

現在、企業、有限責任パートナーシップ、信託団体、または協同組合は、賦課年度の基準期間の6か月目および/または9か月目に、セクション107C条(7)に基づいて、納税額の見積り修正をIRB長官に提出することができる。

改正案

さらに、企業、有限責任組合、信託団体、または協同組合は、賦課年度の基準期間の11か月目に修正見積額を提出できることが提案されている。

発効: 賦課年度2024年

従業員による電子媒体を利用した所定フォーム提出のための代理人指名

現在、納税者は所得税法セクション152AおよびPITAセクション82Aに基づき、電子媒体または電子送信により所定の用紙を本人に代わって提出することを、税務代理人に書面で許可することができる。

改正案

以下のセクションに規定される者(例: 会社の場合は取締役)が、その従業員に対し、電子媒体または電子送信により所定のフォームを提出する権限を書面により付与することができることとする。

- ・ 所得税法セクション75(1)
- ・ PITAのセクション27(2)

発効: 2023年財政法(第2号)の施行に伴う

環境保全・保全事業に対する寄附金の控除

現在、セクション34(6)(h)に基づく特別控除は、教育、医療、住宅、貧困層の収入増進、インフラに関連するサービス、公共アメニティ、慈善事業または地域プロジェクトの提供に発生した費用、ICT、環境保全または保全プロジェクトを含む遺産建造物の維持に対して付与されている。

改正案

セクション34条(6)(h)に基づく特別控除は、マレーシア森林研究所が実施および認定した植林プロジェクトまたは環境保全および保全啓発プロジェクトに関連する活動に貢献または後援する団体に付与される。財務省に申請する必要がある。

発効: 2024年1月1日から2026年12月31日まで

「外国税」および「国外所得」の定義の変更

現在「外国税」という用語は、セクション132(4)(d)項または同法132Aにより、マレーシア国外の地域の法律、またはその法律に基づき課せられる所得に対する税金(または実質的に同様の性質のその他の税金)と定義され、あらゆる種類のその他の税金が含まれるものとされている。

一方、「国外所得」は、同法別表7パラグラフ16に基づき、マレーシア国外を源泉とする所得、または二国間租税条約での外国税額控除では外国税が課せられるマレーシア源泉所得を含むとされている。

改正案

「外国税」の定義は、同一の所得についてマレーシア国外の地域の法律に基づいて課せられる税金(または実質的に同様の性質のその他の税金)を意味する。

さらに、「国外所得」の定義は次のように改正される。

- ・ 租税条約のない国に対する外国税額控除では、国外所得は外国税が課せられるマレーシア国外源泉所得から構成される。
- ・ 租税条約がある国に対する外国税額控除では、国外所得はマレーシア国外源泉所得、および外国税が課せられるマレーシア国内源泉所得から構成される。

発効: 賦課年度2024年

コメント

改正案は、特に国外源泉所得に対する最近の税務情勢の変化を考慮して、同法に基づく「外国税」および「国外所得」の定義の明確性を高めるものです。

スポーツ教育を含む教育プログラムを実施する認定機関、組織、または基金への寄付に対する控除

改正案

セクション44第6項に基づき、寄付者の合算所得の最大10%の控除対象となる認定寄付金の範囲が拡大され、教育省と協力したプログラムで、承認されたスポーツ教育を含む教育プログラムを実施する機関、団体、または基金への寄付金が含まれるようになった。

発効: 賦課年度2024年

その他

セクション44(6)に基づく機関/団体/基金の承認条件の見直し

現在、上記の事業体は、賦課年度の基準期間の開始時における累積基金の25%以下を事業への参加費用に充当することができる。ただし当該事業からの収益は事前目的のみに使用することが条件である。上記に加え、事業体が遵守する必要があるもう1つの条件は、前年に得た収入の少なくとも50%を慈善活動に費やすことが求められている。

さらに、承認が有効である限り、上記の事業体の所得は免税となる。

改正案

事業活動への参加に対する基金の利用限度額25%を35%まで引き上げ、慈善活動への支出を少なくとも60%まで引き上げることが提案されている。

さらに、承認期間内に条件違反があった場合、事業体は条件違反が発生した賦課年度の基準期間における免除資格を失う。ただし、寄付者の上記団体への寄付に対する控除の資格を維持できるようにするため、寄付者のセクション44(6)の承認ステータスは取り消されない。

発効: 賦課年度2024年

高齢者向けの民間老人ホームに対するIndustrial Building Allowance (IBA)

現在、所得税法別表3の paragraph 37Aでは、何らかの明文法規に基づいてライセンスを取得している私立病院、産科施設、および老人ホームに関連して発生した適格資本支出（つまり、建物の建設または購入にかかる費用、賃貸施設の改造または改築費用を含む）に対するIBAは、以下のとおりである。

- Initial allowance – 10%
- Annual allowance – 3%

上記のIBAは、保健局長と協議の上IRB長官から承認が得た場合に限り、何らかの明文法規に基づいた認可のない私立病院、産科施設、養護施設にも適用される。

改正案

保健省が認可した高齢者向けの民間介護ホームは、各賦課年度の改修費を含む建物の建設費または購入費について10%のIBAの対象となる。

発効: 2024年1月1日から2026年12月31日までに発生した支出

Form CP22AおよびCP22Bの提出条件の緩和

現在、課税対象または課税対象となる可能性のある被雇用者との雇用関係を終了するすべての雇用主、あるいは被雇用者が死亡した場合のすべての雇用主は、所定の形式（フォームCP22AおよびCP22B）により、雇用終了の少なくとも30日前、または死亡による退職に関しては、個人の死亡を知らされてから30日以内にIRB長官に通知する。

ただし、被雇用者の収入が月次源泉徴収（MTD）の対象となる場合、または被雇用者の月額報酬がMTDの対象となる最低所得金額を下回っている場合で、定年とはならないことを雇用主が把握している場合、雇用主は上記のような届出を提出する必要はない。

改正案

Form CP22A および CP22B の提出免除条件を緩和し、被雇用者が定年とはならないことを雇用主が把握しているという追加条件の廃止が提案されている。

発効: 2024年1月1日

コメント

事業活動への参加を増やすという提案は、上記事業体が持続可能であり続け、政府が構想する福祉への取り組みを支援できるように、これらの事業体に収入源を生み出すことを目的としています。さらに、2024年度予算案では、上記の事業体がセクション44(6)に基づく免税の資格を継続するために、次のいずれかのオプションを選択できることが提案されています。

オプション	基金の活用	慈善活動支出に対する基準額
1	25%以下	50%以上
2	25%超35%以下	60%以上

セクション44(6)に基づくIRB長官GIRの承認に関するガイドラインが改正され、上記の変更案についてさらに詳細な記載がされることが望めます。

その他

電子媒体によるフォーム E、CP21、CP22、CP22A および CP22B の提出の義務化

現在、会社形態である雇用主のみが電子媒体でフォーム E を提出する必要がある。さらに、有限責任パートナーシップ、信託団体、または協同組合である雇用主は、賦課年度2024年から電子媒体を通じてフォーム E を提出する必要がある。一方、フォーム CP21、CP22、CP22A および CP22B は電子媒体または郵送または手渡しで提出することが許可されている。

改正案

すべての雇用主は、電子媒体を通じてフォーム E、フォーム CP 21、CP 22、CP22A、および CP 22B を提出する必要がある。当該所定の書類を郵送または手書きで提出することは今後認められなくなる。

発効: 2024年1月1日

ガイドラインを発行するIRB長官の権限

現在、所得税法には、IRB長官にガイドラインを発行する権限を与える規定はない。しかし、実際にはIRB長官は必要に応じて、同法の特定の条項および補助法の規定を明確にするためのガイドラインを発行しており、通常IRB長官はこれらのガイドラインに基づくことが強制される。

改正案

新セクション134AIは、IRB長官が法の規定を明確にするための、または税務コンプライアンスを促進するためのガイドラインを発行する権限を与えるために導入される。IRB長官は、発行されたガイドラインを取り消し、改訂または修正する場合がある。

発効: 2024年1月1日

課税所得および納税額を確認するための情報提供および書類の提出義務

現在、自主申告制度の下では、納税者はIRBに納税申告書を提出する際に裏付けとなる書類や情報を提出する必要はない。情報および書類は、特に税務調査または調査を受けている企業の場合、IRBの要請に応じてのみ提出される。納税者は、マレーシア所得税報告システム(MITRS)を介して必要な書類を電子的に提出することが推奨されている。MITRSは、2020年9月1日からIRBによって実装された、納税者の利用のために開設された文書の電子配信のためのオンラインプラットフォームである。

改正案

IRBに法定申告書を提出した者は、申告書の提出日から30日以内に電子媒体または電子送信により、課税所得および支払うべき税金を確認する目的で、IRB長官の規定する情報を提供し、文書を提出することが求められることが提案されている。

正当な理由なく上記の規定を遵守しない者は、RM200以上RM20,000以下の罰金、または6か月以下の懲役、あるいはその両方に処されるものとされる。

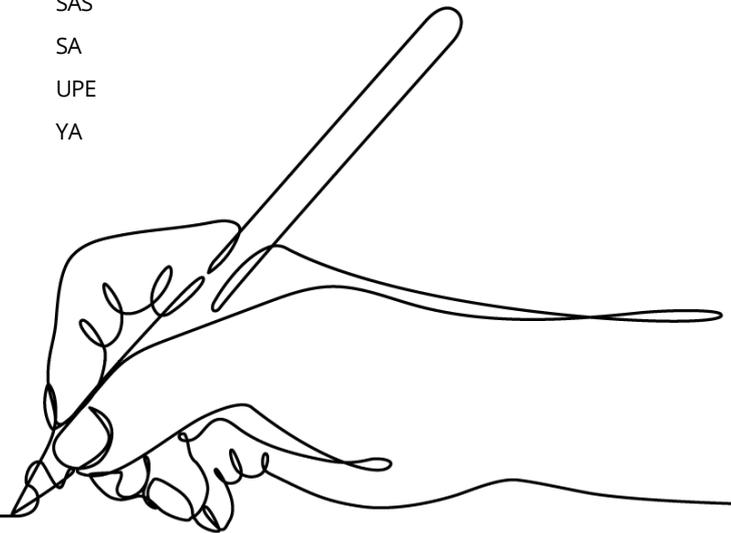
発効: 賦課年度2025年

コメント

2023年国税セミナー(2024年度予算案)によると、情報と書類の提出はMITRS経由で行われ、税務ワークシートや監査済みの財務諸表が含まれる可能性があるとしてされています。

略称

Accelerated Capital Allowance	ACA
Capital Gains Tax	CGT
Carbon Capture and Storage	CCS
Director General of Inland Revenue	DGIR
Environmental, Social and Governance	ESG
Electric Vehicle	EV
Euro	EUR
Green Investment Tax Allowance	GITA
Green Income Tax Exemption	GITE
Global Minimum Tax	GMT
Inland Revenue Board	IRB
Income Tax Act 1967	the Act
Information and Communication Technology	ICT
Investment Tax Allowance	ITA
Labuan Business Activity Tax Act 1990	LBATA
Malaysian Investment Development Authority	MIDA
Micro, Small and Medium Enterprise	MSME
Ministry of Finance	MOF
Multinational Enterprise	MNE
Petroleum (Income Tax) Act 1967	PITA
Real Property Company	RPC
Real Property Gains Tax	RPGT
Real Property Gains Tax Act 1976	RPGT Act
Reinvestment allowance	RA
Ringgit Malaysia	RM
Securities Commission Malaysia	SC
Self-Assessment System	SAS
Stamp Act 1949	SA
Ultimate Parent Entity	UPE
Year of Assessment	YA



お問い合わせ

デロイト マレーシア 日系企業サービスグループ

統括	渡 喬 (Takashi Watari)		Director	twatari@deloitte.com
Audit	伴 諭 (Satoshi Ban)		Manager	bsatoshi@deloitte.com
Tax	秋元 啓孝 (Hiroyuki Akimoto)		Senior Manager	akimoto@deloitte.com
Financial Advisory	大倉 淳二 (Junji Okura) ※シンガポール駐在		Director	juokura@deloitte.com
Risk Advisory	岡本 保治 (Yasuharu Okamoto)		Manager	yokamoto@deloitte.com
Consulting	油屋 就介 (Shusuke Aburaya)		Manager	shaburaya@deloitte.com





Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Malaysia

In Malaysia, services are provided by Deloitte Tax Services Sdn Bhd and its affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.